

係長級の処遇改善について（案）

1. 内 容

令和4年度以降、段階的に取り組んでいる係長級の処遇改善について、令和6年4月までに7,700円の給料月額を引き上げを行うこととしているが、全号給においてさらに1,100円を引き上げを行う（累計：8,800円）。

2. 適用給料表

行政職給料表及び医療職給料表（2）

なお、企業職員については対応する給料表による

3. 実施時期

令和7年4月1日

参考：令和7年4月における処遇改善後の給料月額 別紙のとおり